

# 市民社会論と信用論<sup>(1)</sup>

岡本仁宏

## 目次

### はじめに

#### 一 市民社会論について

一一一 市民社会概念の展開について——三段階把握による領域的定義

一一二 現代市民社会論への五つの理論的遺産

#### 二 信用論への展開

二一一 共和主義的な歴史の語り方

二一二 信用は、どこから生まれてくるか。

むすび

はじめに ポスト冷戦の春の終焉と新たな国家——市民社会関係の展開へ

一〇〇一年九月一日の出来事から、国家の存在が、とりわけ前面に出て強調され、今や冷戦期の終結、湾岸

## 論 説

二

戦争以来の、新たな国家・社会関係の転換期を迎えている。

テロが平時と戦時、兵士と市民との境界線をあいまいにすることによって、市民の恐怖を搔きたてることがその本質であるとするならば、この恐怖を外部化するために政治共同体は、国家による正統的暴力の独占を再確認しようとする。特に、今回のように自らの政治共同体の外部からの攻撃であれば、国家は第一義的に自らの構成員を守る対外戦争遂行者としての役割を前面に押し出す。そこでは、市民社会による国家のコントロールのシステムは後退し、国家による市民社会に対するコントロールが強化される。すなわち、そこでは、国家の正統的暴力行使の正統性・公共性を市民的討議の場で問いかえしていくメカニズムが強く刺激されるにもかかわらず、このメカニズムが相対的に弱化させられる。友敵関係の論理で政治共同体の内外を切りわける力が、「論敵」を殲滅すべき「敵」に変容させる。カントとスミスの世界は、シュミットとホップズの世界に圧倒されるかのことである。

この基本的な構図は、現代市民社会論の興隆の背景にあつたポスト冷戦時代の「主権国家」の存在意義の相対的衰退に対して歯止めをかけ、新たな形で、国家―市民社会関係を編成し直すきっかけとなるであろう。その意味でも、アメリカを中心とする現代市民社会論の議論の展開にも、また大きな転換をもたらすであろうことは間違いない。

「権力問題に対して、甘い」という、シュミットの自由主義・多元主義批判やレーニンのカウツキー批判と同様の論理構造での批判が、市民社会論の論者に対して（あるいは市民社会論者の自己批判として）語られることになるだろう。

また、サンデルの仕事に典型的なような現代における共和主義的論理の強化が、周到に国家以外の公共性を含むものとして展開されていたとしても、九・一一以後のアメリカにおいては、戦争を媒介として国家に集約された市民的徳の強調によって共和国の若返り・再生に貢献するという最も古典的な形で行なわれることも、また必然とされるところであろう。これらは、基本的な近代国家の正統性構造をふまえれば論理的必然と言つてもよいであろう。

もちろん、そのような論理展開に対して、市民社会を構成する様々な諸活動の生命力も刺激され問われることになるであろう。テロの被害者への支援や国際人道支援への貢献は言うまでもなく、国家と異なる水準での平和への努力や、国内外での討論のためのワークショップの開催による討議民主主義の深化なども、試みられるであろう。さらに、最近の流行の言葉でいえば、NPO／NGOの「行政とのパートナーシップ」の内実が問わされることにもなる。対等平等の関係を前提にした緊張感あるパートナーシップがNPO／NGOとgovernmentとの関係において可能なのか、という問題が鋭く問われる局面も出てくるであろう。これらの問題系列が出てくるのも、また論理的必然と言つてよい。

さて、本稿は、現代市民社会論と信用というキーワードとの織り成す諸問題を、レビューすることを目的としている。もちろん、九・一一事件及びその後の戦争がどのようなインパクトをアカデミズムにもたらすかは、未だ明らかではない。しかし、上記のような展開は当然に予測されるところである。社会における信用の構造に対するインパクトが予想されるのである。他ならぬ今、我々が市民社会を語り信用を語るということは、上記のような展開の可能性を少なくとも前提にして議論することが必要であろう。

もちろん、アカデミックな世界を現実政治における直接的なレリバンスと切り離して維持し続けることの意味は、とりわけこのような動乱の時代にあっては強調されなければならない。しかしながら、同時にこの国家／市民社会関係に巨大なインパクトを及ぼしつつある事態の進行が、我々の知的営みの前提とならざるを得ないこともまた事実である。本稿が、今後の討論の一つのたたき台となれば幸いである。

(1) 本稿は、二〇〇一年一〇月三日の日本政治学会における報告を、当時の報告内容を残したまま若干の修正を施したものである。はじめに、の部分での九・一二以後の情勢判断と展望は、その当時のまま残している。この判断は、現在でも基本的に妥当すると考えている。

## 一 市民社会論について

### 一一 市民社会概念の展開について——三段階把握による領域的定義

「はじめに」で用いた市民社会という言葉については、周知のように長い歴史とそれに伴う多様な概念づけ、つまり人びとの意味付けの歴史がある。これらの歴史を貫通したその「本質」を導き出すことがそもそも可能であるかは、疑わしい。ハーバーマスもいうように「関連文献のなかにこの語の明晰な定義を探しても、もちろんそれは徒勞に終わる」<sup>(2)</sup>状況にある。東欧革命のなかで再生し、アメリカに渡つて興隆している新しい意味付けに基づく市民社会概念は、明らかにそれまでの用法とは断絶したものである。もちろん、このことは、それまでの概念の歴史からの遺産を受け継いでいるのではない。むしろ、豊かな概念史の遺産を受け継ぐことに

表1、市民社会の3段階

		市民社会の意味 内容	積極的遺産	負の遺産
第一段階	古代的市民社会論（古代ギリシャからローマ）	市民社会＝ 社会－経済＝ 国家（政治共同体）	政治及び公共領域を担う市民と その活動領域の 重要性	国家の共同性への収斂共和主義の負の側面 国家主義
第二段階	近代市民社会論（スコットランド啓蒙からヘーゲルへ）	市民社会＝ 社会－国家＝ 経済+ $\alpha$	国家からの相対的自立性	自発的社会行動の予定調和への期待 トクヴィル主義の負の側面 反国家主義
第三段階	現代市民社会論（コーヘン、アラート、パットナム他）	市民社会＝ 社会－（国家+ 経済）	↓ 継受	↓

よつて、新しい概念が作り出されているといつてよい。<sup>(3)</sup>

ここでは、二つの遺産の内容を提示しつつ、欧米における市民社会論の展開を三段階で跡付けたい。我々はすでにこの整理を示したことがあるが、<sup>(4)</sup> ここでは、現代的な市民社会論の定義的意味内容に、どのような形でそれぞれの遺産が貢献しているのか、という点に注意しつつ再度整理を試みよう。このような整理は、もちろん、市民社会概念のこれまでの様々な展開を網羅的に尽くしているわけでは決してない（表1、参照）。

すなわち、第一に、古代ギリシャ、古代ローマ以来の伝統からすれば、政治共同体と市民社会とは同一のもの、すなわちポリス、civitasとして、市民のおりなす政治共同体以外の何ものでもない。図式的に現代的視点からあえて「社会」を指定するならば、市民社会の概念には、経済活動に当る部分が才

## 論 説

## 六

イコスの担うものとして排除されていたといつてよい。

この思想的伝統は、思想史的には周知のようにホップズなどの近代への過渡期に立つ思想家においても、civil society=political society=commonwealthとして自然状態に対立して人々が政治共同体を組織し文明化された状態として引き継がれていた。これは、この概念の伝統が形成され表現された時代を、第一段階としよう。

次に、第一に、近代的市民社会論においては、市民社会は自らの理性と欲望を持って活動する市民が織り成す市場の自立的展開をベースにしつゝ、国家に対して自立性をもち、国家を生み出しあるいは制約し、同時に国家からのサービスを受けるあるいは国家によってその欠陥を補完される存在である。この概念は、スコットランド啓蒙思想のなかにその萌芽を見つつ、フランス革命期が現実政治の上で、ヘーゲルがその体系的な理論上の転機となつて確立され、欲望の体系としての相対的に自立的な理論的位置を占めることになる。この場合第一段階の概念とは正反対に、市民社会のなかで経済領域がその中心的重要性をもたされ、国家はその外部にあるものとして観念されることになる。<sup>(6)</sup>

さらに、第三に、この概念の現代的な段階がくる。この概念は、東欧の社会主义政権の民主化による倒壊をもたらした社会的運動によって新しい息吹が与えられた。その後、特にアメリカの土壤において、左翼的にはハーバーマスの公共圏論を受け継ぎ、保守からは反福祉国家主義の影響を受けつつ、経済領域からもまた国家領域からも区別される、新しい市民社会論が形成されてきた。アメリカではこの市民社会論の展開は、特にロバート・ペットナムの「一人でボウリング」という論文に対する大きな社会的反響をステップとして、クリントン政権のもとではあたかも国家的な是認を受けたかの」とも興隆を見た (President's Summit for America's Future 1997 な

どの動きを参照）。この概念においては、市民の自発的な社会活動がその概念の核心に置かれているが、その概念の周辺に何が含まれ何が含まれないかは、論者の間には合意がないといってよい。結果、広義において、現代市民社会領域とは、社会から、国家及び経済の領域を差し引いた社会領域として提示することができる。<sup>(7)</sup>

現代市民社会領域をこのように広義に把握する外形的段階把握においても、同時に、一定の価値的内容をも遺産として受け継いでいる。

すなわち、第三段階の現代市民社会論は、第一段階の古代的用法から市民の公的政治的役割についての積極的評価を受け継ぐ。

現代市民社会論では、概念の核心に公民としての市民の政治的公共的積極性がある。すなわち、政治世界における、公共事務の解釈・定義、公共事務の執行とともに関わっていく市民的な非営利組織が、中心的な構成要素として提出される。市民社会論における、非政治的な自発的な諸団体に対する一方的な強調、ロマンティシズムは、常に批判を巻き起こさざるを得ない。

この公共性との連携は、カントの啓蒙主義論、また特にハーバーマスの公共圏理論と接合することによって、現代市民社会論にコミュニケーション空間としての位置付けを与えることになった。さらにその中に「歪められない」コミュニケーションを理念的に含むことによって、単なる社会領域の提示ではなく価値的内容を含む市民社会概念の表現への道を開いた。

他方、現代市民社会論は、第二段階の近代的用法から市民社会の国家に対する相対的自立性の主張を受け継いでいる。全体主義国家においては、単に市民社会領域の破壊のみならず、国家及び支配政党による強制的同質化

あるいは同意調達のために広範囲な市民活動の組織化が行なわれる。全体主義国家でなくても、一般に常に国家は、多かれ少なかれその公式機構の周辺に団体を組織化していく。日本でも、国は護送船団方式による公益団体領域の国家官僚制への従属的組織化を行い、自発的な結社への法人格の付与には非常に限定的であつたことも、記憶に新しい。<sup>(8)</sup>これに対して、現代市民社会論を語る時には、常に、市民社会団体 (civil society organizations) の行政への従属への歯止めの問題が語られ、対等な関係を前提としたパートナーシップへの展望が語られる。このように、現代市民社会論の核心には、行政からの自立性の主張がある。

これら二つの遺産は、少なくとも現代市民社会論の基本的価値的な概念の構成要素になつてていると言つてよい。しかし、同時にこれらの遺産は、ネガティブな展開をも招く。

すなわち、古典的市民社会論からは、共和主義伝統に表現されるように戦士としての市民共同体の伝統が喚起され、国家への義務の一方的な強調され、市民が国民に還元される可能性を招く。市民の公共性との関係が、國家に集約された公共性、しかもその執行に限定されて現われれば、市民の社会貢献ではなく、市民の国家への奉仕活動の強調のみが前面化する。行政のボランティア政策も、多様な公共性解釈によるボランティア活動の組織化を担うNPO／NGOに対する政策を伴わなければ、一方的な奉仕活動の強調になつてしまふ。奉仕活動の義務化に関する日本での最近の論争もこの論点に関わっている。<sup>(9)</sup>また、この文脈では、九・一一以後アメリカでは徴兵制の復活の議員提案の動きがでてきたりしているのも注目に値するだろう。

他方、近代的市民社会論からは、反福祉国家主義や、自発的な結社があれば国家は小さければ小さいほどよいというようないわゆる「トクヴィル・ロマンティシズム」が帰結する可能性がある。市民社会領域には、パート

ナムが挙げたような非政治的な自発的諸団体（ボウリンググリーク、合唱団、カード仲間まで）が広範囲に含められる。けれども、例えば、パットナムが主張するアメリカでの六〇年代からの社会資本のド拉斯ティックな衰退の原因が、民主党政権の「福祉国家主義」に帰せられれば、サーツチャー・レーガンの新自由主義的スタンスと共鳴することによつて、リバタリアン的ボランタリズムが強調されてしまう。行政責任の回避が行なわれることの弁護論になつていくのである。

このようにこれらの遺産は、ネガティブに表現される可能性を含みつつも、それにも関わらず、最も中心的な現代市民社会論の価値的なスタンスを表現しているのである。

### 一一二 現代市民社会論への五つの理論的遺産

上記のような市民社会に対する領域的定義に対しても、内容に関する規範的な二つの遺産が受け継がれていたが、基本的には、市民社会＝社会－（国家＋経済）という領域的な定義を与えるものであった。さらに、この領域の特徴や内容的限定を与えるために、五つの歴史的遺産が提起する論点を瞥見することにしよう。

第一に、中世都市共同体の市民と市民の織り成す自治的構成体の遺産である。チャーターによつて法的な存在をコードレーションとして与えられるという点では、この都市共同体の自治は、私企業の法人格を含めあらゆる法的人格の一つの重要な起源となつてゐる。日本での増田四郎やウェーバーの都市社会学<sup>(10)</sup>を想起することが必要だろう。トクヴィルが『アンシャンレジームと革命』で述べたように、この都市の自治の領域は、專制国家の抑圧性に対して重要な橋頭堡をなしていたといつてもよい。ホップズが蛆虫として嫌悪した国家内の最も重要な自

治組織に対する国家的承認の伝統は、現代市民社会論における自治的団体の重視についての貴重な遺産であると  
いうことができよう。

第一に、言うまでもなく宗教改革と寛容の伝統である。近代市民社会論において、国家に対する自治性が主張されるときには、まず市場の自立的な運動に対する信頼、つまり「神の手」に対する信頼が基盤をなすが、同時にそれ以上に正統性の水準での自立性を担保するものとして、市民の精神世界が国家の干渉から独立に成り立つるものであるということの確認は、血みどろの宗教改革と宗教戦争を経た上で寛容論の確立を待たねばならない。すなわち、市民社会は、市場の相対的自立性による経済的な自立性に加え、さらに内面的精神的自立性を規範的に確立することによって、国家への従属を断ち切る可能性をもつ。<sup>(11)</sup> 例えば、ロックのシステムにおいては、深い宗教的裏づけに基づく人格の独立性をもつた理性的個人の存在は、その理論的前提であった。この国家介入からの市民の内面性の独立は、ホップズの宗教論や刑罰論に典型的に見られる国家の外面性の確立と表裏をなしている。この宗教的寛容の政治的表现としての反対党・野党の存在の承認は、国家に表現される公共性とは異なる公共性解釈の存在の容認として、現代のNPO／NGOを巡る公共性論への重要な遺産となっている。

もちろん、「寛容」には必ず範囲の問題が付きまとつ。「必要なのは、市民社会ではなく、公民 (civics) である。ローマ人が *civitas* と読んだもの、つまり公共精神、コミュニティのための自己犠牲、市民性、貴族的高邁さである。しかし、市民社会のすべてが、市民精神をもつてゐるわけではない」とする主張もある。実際、毒ガス無差別殺人を試みたオウム真理教教団も、アメリカ連邦政府ビルを爆破した民兵組織も、かのウサマ・ビンラディンの組織も、NPOや国際NOGであるといえるだろう。市民社会の構成主体の自由な多元的活動は、市民社会や<sup>(13)</sup>

国家に対して破壊的になるかもしれない。他方、もちろん、抑圧的な国家の下でのNPO／NGOの活動が非合法活動まで含むことがあつても、それらの団体を市民社会概念から排除していっては、市民社会概念の本来的意義を破壊することになる。不法滞在の在日外国人に対する支援や米軍脱走兵に対する支援など、合法非合法の限界に位置するような活動も当然ながら存在する。このような存在を幅広く取り込みつつも、犯罪組織のような部分や強固なハイアラーキーをもつような非民主的組織を市民社会領域から排除するために、先の三段階把握のよう相対的に限定性の少ない広義の市民社会領域定義に対して、内容的価値的な定義的要件として、例えばカント的啓蒙主義の要素を入れることによって、その構成員の市民的平等や自由の価値を組み込んでいく可能性もある。いずれにせよ、この多様性の限界問題と市民社会の定義問題の関連を意識化することは、重要な課題なのである。

第三に、マルクス主義の市民社会の批判的分析という遺産を落とすことはできない。かの『経済学批判』の「序言」にあるいわゆる唯物史観の定式にもあるように、市民社会の批判的解剖学こそが、マルクスの知的作業を導いていた。第一に、市民社会内の非和解的対立の存在への注意の喚起、第二に、市民社会内での支配関係の存在への注意の喚起、さらに第三に、市民社会内の支配関係こそが国家の支配内容を形成するという視点は、主要な現代市民社会論が、たとえ経済領域を排除しているとしても明らかに不可欠の視点である。

マルクスが想定した非和解的対立は階級的なものであつたが、特に、冷戦後市民社会内での非和解性の問題を先鋭に提起しているのは、民族的宗教的対立の問題である。中欧東欧における社会主義後の展開のなかで決定的重要性をもつて、市民社会と国家との自立的存立可能性に否定的インパクトを与えた。国家による「寛容」問題を超えて、国家と市民社会内での「共存」の限界問題に依存する。ここでは、市民社会内の公益観念がしばし

## 論 説

## 一三

ば完全なる分裂を遂げ、国家と市民社会を切り裂いてしまう。現代市民社会論の中ではほとんど取り上げられないこのような非和解性の問題への注視は不可欠な遺産である。<sup>(14)</sup>

また、パットナムテーゼにおいて称揚される一九五〇年代のアメリカを、マッカーシズム旋風、激しい人種差別、女性に対する差別の行なわれていた時代として特徴づけ、さらに現代アメリカをはなはだしい経済的不平等の上に成立する社会として特徴付ければ、市民社会内部の構造的不平等や支配が、市民社会における自発的な社会活動とどのような内在的関係を持つのかが問われてくることになるだろう。<sup>(15)</sup>

第四に、グラムシの伝統を挙げよう。グラムシのヘゲモニー論からは、市民社会領域を、調和的で牧歌的な社会領域であるよりも、まさにヘゲモニー闘争の場として把握することを要請される。それは、国家や支配階級による市民社会内での知的道徳的リーダーシップに対し、市民社会内での対抗的な運動が抵抗するのみならず新たな知的道徳的リーダーシップを発揮できるかどうかを問いかける。

先にも触れたように、市民社会の領域内部での階級的集団的分裂性に対する注目はマルクス主義固有のものであると言つてよい。グラムシは、それらを市民社会領域におけるリーダーシップと組織化の闘争として表現する。国家からの相対的自立性という近代市民社会論からの理論的遺産は、市民社会内での対立に対する国家の中立性の観念とつながっている。しかし、この国家の「中立性」の外觀と、市民社会内の対立に対して、国家が実際には具体的に市民社会を編成して自らの支持を調達しつゝ、ポラスティックに公共事務の執行を行なおうとすることは、並存している。

また、政治的な路線対立は、政党間の戦いとして表現されるだけではなく、市民社会領域での個々の様々な集

団の運営に関わる具体的対立として現われる。例えば、テニスサークルの運営にフェミニストの主張がどれだけ反映されるかは、国会で表現されるような特殊に政治的な対抗関係と無意識的であれ内在的につながることによつて、市民社会領域でのヘゲモニー闘争を表現しているといつてよい。このような緊張感を明確に把握することは、市民社会領域での日常的な営みの政治性というグラムシ的遺産の重要な方法である。

第五に、トクヴィル・トラディションを挙げなければならないだろう。アメリカの現在の市民社会に関する議論の主流は、ドクヴィルの『アメリカの民主主義』、また『アンシャンレジームと革命』などの作品から強い影響を受けている。しばしば、先にトクヴィル・ロマンティシズムとして述べたような反国家主義に導くけれども、民主主義の成立要件としての結社の意義の強調は、直接に現代アメリカでのパットナムの議論につながっている。宗教的セクトを含む広範囲な結社志向の強調とそれが大規模共和国での民主制の確立のために決定的な役割をしている、という主張、さらにそれが優れてアメリカに固有の文化的伝統であるというアイデンティティの主張<sup>(16)</sup>、これらは現代市民社会論でも繰り返し表明されるところでもある。

トクヴィルの議論は、「諸条件の平等」の不可逆的決定的進行を前提としていた。現在のアメリカ社会の富の偏在の維持ないし拡大を考えれば、どこまで民主主義論の存立要件としてこの「諸条件の平等」という前提を共有できるかは、大きな問題である。多元的民主主義者ダールの理論展開が、経済的不平等が政治的不平等に転換されていくことを明確に承認した上で、その是正のために何ができるかを問うという構造をなしていることと比すれば、トクヴィル・ロマンティシズムに陥らずに何を遺産として継承できるかを、意識的に追求する必要があるだろう。

市民社会概念は、歴史的に、叙述的概念である以上に、また政治的・規範的概念であり続けてきた。<sup>(18)</sup> 以上の五つの市民社会論の内容に関わる諸論点は、規範的意味内容を市民社会概念を使って主張する際には、その内容を問い合わせる豊かな遺産として省みられるべきものである。

(2) 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探求 第二版』未来社、一九九四年（第二版原著一九九〇年）

(3) ウォルツァー、コーベンとアラート、ハーバーマスのそれぞれの暫定的定義ないし作業定義を列挙しておこう。

「非強制的な人間のアソシエーションの空間、また、この空間を満たす（家族、信仰、利害、イデオロギーのために形成された）関係的ネットワークの総称」 Michael Walzer, "The Civil Society Argument" in Chantal Mouffe ed., *Dimensions of Radical Democracy: Pluralism, Citizenship, Community*, Verso, 1992. 高橋康浩訳、千葉真解題「市民社会論」「思想」一九九六年九月号、一六六頁。

「市民社会とは、経済と国家との間の社会的相互作用領域であり、親密圏（特に家族）と、諸アソシエーション（特に自発的アソシエーション）・社会運動、公的コムニケーションの諸形態の圏域とから成つてゐる。」 Jean L. Cohen and Andrew Arato, *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press, 1992, p. ix.

「《市民社会》の制度的な核心をなすのは、自由な意思による非国家的・非経済的な結合関係である。もっぱら順不同にじつつかの例を挙げれば、教会、文化的なサークル、学術団体をはじめとして、独立したメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、市民運動があり、さらに同業組合、政党、労働組合、オールタナティブな施設にまで及ぶ。」 ハーバーマス、前掲、xxxviii 頁。

(4) 拙稿「市民社会論の新展開」日本政治学会報告 及びそれの元となつた「市民社会論の諸論点について」『法と政

治』関西学院大学法政学会、一九九七年六月。

(5) 歴史的過去に、当時にはない概念を当てはめる」とは、歴史をゆがめることになる。」のことは当然の前提である。しかしながら、厳密に言えば、あらゆる歴史研究は異なる言語世界に属する言葉をその違いに配慮しつつ行われる比較の要素を含む。古代世界に「社会」概念を読み込むことは危険であるが、あえて単純化のため使っている。

(6) もちろん、スコットランド啓蒙の場合に国家は市民社会の外部、とはいえない。しかし、市民社会自体の自立的運動性の展開のなかで国家が位置付けられるという構造をとるといえるだろう。

(7) 境界領域の問題、つまり国家・経済それぞれと市民社会の境界領域を政治社会、経済社会として概念化するであるとか、経済活動という意味では、自発的非営利社会活動も市場における経済行為を行うという点から」の境界線問題を営利・非営利によって区分するであるとか、スマート的な市民社会論を引き継いで市場における経済活動を現代においても概念に含めるなど、様々なバリエーションがある。

(8) もちろん、一九九九年から特定非営利活動促進法による特定非営利活動法人の設立が可能になつたことによつて、「」の状況に格段の改善がみられた。

(9) 注(25)を参照。

(10) 増田四郎『西欧市民意識の形成』春秋社、一九四九年、マックス・ウェーバー『都市の類型学』創文社、一九六四年。

(11) 「」の内面的自立といわれる「近代的個」の形成について、及びその際の内面的監視者の確立としての主体形成について、一方では、「近代」主義者からは「近代革命を経て」など「日本の民主主義の原罪として語られ、他方では、「ポストモダン」派からは西欧近代の主体の原罪として語られてきた。

(12) Fareed Zakaria, "Bigger Than the Family, Smaller Than the State," *New York Times Book Review*, 13 August 1995, 1, 25.

(13) NPO/NGOは、本稿では同一のものとして扱う。歴史的経緯からいは、NGOは、国際連合憲章第七一条〔民

題団体)「経済社会理事会は、その権限内にある事項に關係のある民間団体と協議するたるに、適當な取極を行ひ、又がやめる。」の取極は、国際団体との間で、關係のある国際連合加盟国と協議した後に国内団体との間にに行はれるべきである (Article 71 The Economic and Social Council may make suitable arrangements for consultation with non-governmental organizations which are concerned with matters within its competence. Such arrangements may be made with international organizations and, where appropriate, with national organizations after consultation with the Member of the United Nations concerned.)」の規定によれば、國連の専門機関など、政府以外の団体の、いわゆる非政府組織も、他方、NPO等の非営利組織も、州立や各国民に便を以て運営される組織がある。

(14) Adam, B. Seligman, *The Idea of Civil Society* (Princeton University Press, 1992), p. 202 セ、ノンプロフィット組織があつて、東欧社会の貧困と悪化とを問題としている。

(15) John Ehrenberg, *Civil Society: The Critical History of an Idea* (New York University Press, 1999) セ、ノンプロフィット組織の特徴を述べる。

(16) ノーベル賞受賞者Don E. Eberly, ed., *The Essential Civil Society Reader: The Classic Essays in the American Civil Society Debate* (Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 2000) はEberlyの著者であり、著書の中にはDaniel Bell, "American Exceptionalism' Revisited: The Role of Civil Society" 参照。

(17) 異端思想、ロバート・アラン・ダール『トマス・ハーバードの政治』(新波書店、1998年)、Robert Alan Dahl, *On Democracy*, Yale University Press, 1998 セ、ノンプロフィット組織の1種の著作、「経済民主主義説」、「政治・經濟・歴史」がある。又の難解な點で、彼は「第一と第二の政治の二つに導かれて」『政治思想学』(ハーバード) 第111回 1100 | 卷1 | 1回 参照。

(18) 明確な規範をもつた時代の政治社会論があつたBenjamin R. Barber, *A Place for Us: How to Make Society Civil and Democracy Strong* (Hill and Wang, 1998) 参照。彼は、私的やクライアントの市民社会

念を打ち出すリバタリアン、及びコミュニティとしての市民社会概念を打ち出すコミュニケータリアンに対しても、彼は、政府と市場との間の領域としての市民社会概念を打ち出し、さらに強固な民主主義的市民社会を創出するための戦略を展開している。

## 11 信用論への展開<sup>(19)</sup>

### 11-1 共和主義的な歴史の語り方

ところで現代市民社会論を中心にして、幾つかの概念が、お互いに深く関連をもちながら同時に学術のなかで議論されてきている。これらの概念は、市民社会論に吸収される」とはないが、市民社会論が論じられる問題関心と何らかの形で共通する関心から論じられているといつてよい。これらの概念には、公共哲学、公共圏、公共性、信用、社会資本、市民的美德、共和主義、熟議（討論）民主主義（deliberative democracy）、市民権（citizenship）、civility’そして市民的再生（civic renewal）などである。これらのキーワードで、例えばアマゾンの検索やネットでの文献検索をかければ多くのテキストが並ぶことになる。ハハでは、それぞれの概念の関連について論述する余地はないけれども、特に公共哲学、市民的美德、civilityなどの概念は、信用論との関係では表裏一体の関係にあることは、明らかである。

これらすべての概念が、自由民主主義の主体である市民は欲望と利益とを権利主張し表現する存在へと成り下がり、互いに孤立し、公民としての役割を果たすことができなくなり自由民主主義が機能不全に陥るのではないか、あるいは社会解体に至るのではないか、という危機意識を背景にしているところである。

このようの言説は、実は古代から継承してきた共和国史観の語りと同様の構造を持つてゐる。すなわち公共精神に富む建国者たちによつて立てられた市民の共和国は、初期は対外戦争によつて戦士市民の国として高い美德をもつた市民たちに支えられてゐるが、その発展の中で奢侈を生み貧富の差が拡大し市民たちは公共精神を失つて墮落していく。こうして共和国は、崩壊の危機に瀕する。もちろん、何度も、基本的には共和国再生のために建国者の精神への回帰を促す社会改革が提唱され、時には一時的に成功する。しかし、結局のところ市民の墮落を止めるには至らず共和国は崩壊する、という歴史パターンである。

この構図が、まさに共和国の歴史物語の基本類型であることは、すでにJ・G・A・ポウコックらの研究によつて歴史学会のなかでは共有の知識となつてゐる。アメリカは世界史上最初の巨大な共和国としてその歴史を歩んできたが、今回の市民社会論の再生と共和主義的言説の再興の文脈は、まさにこの共和国歴史物語の類型にあてはまる。

この歴史物語における改革で倫理的な市民性の強調がなされること、対外戦争の危機が市民の一時的な共和主義的徳の再生の機会となりやすること、過去の歴史状態を理想化しそのときに戻れという叫びが立てられてゐること（ドックヴィル伝統への回帰）などを含め共通性は多く浮かび上がる。

もちろん、自由主義的な共和国としての正統性構造をもつアメリカでは、過去の共和国の歴史の語りよりは、<sup>(20)</sup> はるかに国家との緊張感が前面にでる。サンデルの公共哲学のような共和主義的価値内容の提唱よりも、信用論を媒介とした形での言説が一層社会現象と呼べるほど広範な反響を呼んだことも、この文脈で理解されうる。

信用は、通常、相手の行動の予測可能性の水準と、相手の行動がその人自身の利益に反するにもかかわらず信

約を守るという倫理性の水準との二つに分類できる。後段の水準においては、明らかに善意やある種の倫理的な徳が問題となっている。比喩的にいえば、信用のネットワークの総計を社会的に表現したものが、分有された公共的価値の内容になるといつてもいい。

## 二一一 信用は、どこから生まれてくるか。

信用をめぐる議論については、基本的に二つの位相が区別されうる。すなわち、第一に、政府を中心とした既存の制度への信用をめぐる言説、第二に、市民間での一般的な信用をめぐる言説である。現代市民社会論のアメリカにおける展開においては、これらの内でも特に第一の市民社会内部での信用の問題が前面に出でてくることになる。

その理論的なキーパースンは、もちろんロバート・パットナム<sup>(2)</sup>である。その図式は、単純化すれば以下のようになつてている。

(市民社会における自発的組織的活動→→信用) →→ 取引コストの低減・囚人のジレンマ問題の最良解の獲得→→市場・政府のパフォーマンス及びあらゆる社会的福祉の向上

という図式である。この最初の一項の和が、「社会資本」という言葉で表現されているといつてよい。その定義のあいまいさはしばしば指摘されるところであるが、パットナムによれば、「社会的ネットワーク、互酬性 (recipro-

## 論 説

一一〇

ity) の規範、それらから生まれる信頼性 (trustworthiness)——諸個人の間の結びつき」を意味している。「社会資本理論の核心となるアイディアは、社会的ネットワークは価値を持つということ」<sup>(22)</sup>であるとされる。

信用論においては、信用ゼロの状態はホップズの自然状態<sup>22</sup>万人の万人に対する戦争状態として、理念型的な美しさをもつ明確な極を形成している。先に信用を予測可能性と善意の問題に分けたが、ホップズの自然状態においては、相手が自己利益に基づく合理的な行動をとることは予測可能である。しかし、善意の水準については、ゼロということになる。

一般的に、この状態から信約の実行を信用することができる状態に移行することができ、よりよい状態への移行であることは明らかである。しかし、どのようにして信用を創出できるのであろうか。

一つは、信用に値する行動をとることがその行動者自身の利益になるような社会的構造を作ることである。

これには、強制的な権力による制裁、あるいは集団的な社会的制裁を組み込むこと、反復的持続的な関係が結ばれるように誘引すること、などの形があるだろう。

一つは、信用に値する行動が遂行されるよう倫理的あるいは心理的に行動者の内面に規範を形成することである。

以下に、この区別を前提にしつつ、考えられる五つの方法を提示してみよう。

第一に、ホップズの場合の解答はよく知られている。ホップズの超越的権力への恐怖に基づいて「信約」の履行の確保を図るという解は、直接には秩序維持についての解ではあっても相互の信用を増大することではない。ただし、戦争状態から抜け出して秩序が維持されることによる一般的な福祉の向上が、間接的に信用の創出され

る土壤を形成するかもしれない。また、恐怖による支配の他にも、行政による保障などの形での信用の供与も行なわれるだろう。

自己保存のために信約を守ることは、例えば、プラトンのギュゲスの指輪が手に入つて誰にも監視されないような状態になつたときにも規範力を持ちうるように、内面的に、基礎付けられているわけではない。この水準では、むしろ、『リバイアサン』における自然法論が、義務論的な構成によつて各自を内面的に動機付けを与えていき方が重要であると言えるだろう。

第二に、集団的に緊密な共同体的関係を形成することである。利己的な個人が反復的な相互作用を展開していくなかで、どのように協調関係が生まれていくか、については、例えば一九九七年のエリノア・オストロムのアメリカ政治学会会長演説<sup>(23)</sup>におけるように、すでに合理的選択理論においても検証がなされている。

しかし、山岸が主張するように、また多くの論者が指摘するように、集団参加は集団外の成員に対する一般的な信用を増大させるとは限らない。

第三に、第二番目の特殊事例であるが、親族などの既存の強い共同体性をもつ組織を利用することができる。これは、既存のコミットメントを利用するだけであつて、新たな信用を創出することにならないと考えられるかもしれない。しかし、親族ネットワークを維持すること、また姻戚関係を結ぶことによつてそのネットワークを広げることは、重要な信用の維持創出行為であることができるだろう。それが一部の親族だけではなく、全社会的に行なわれているということを考えれば、軽視することはできないだろう。

第四に、山岸によれば、「社会的不確実性と機会コストがともに大きい」社会的環境を、（政府が）実現するこ

とである。山岸の主張では、同じ相手と固定的な関係を結んではいるが不利になるような流動性あるいは開放性の高い社会状態であつて、かつ信用しても本当に有利になるかどうか分からぬような社会状態に人間を置くと、人や状況を見る目（「社会的知性」）ができて、信用することができる力が増大する、という。

第五に、教化である。つまり、学校やマスコミ、行政やその他の団体を通じて、「正直な行為」の重要性を教化することである。規範の社会的伝達行為の担い手は特に特定されないが、一方では、市民社会組織のこのような市民的美德の教育機能に光が当たられるとともに、また、公教育などでの市民教育 (civics, civic education) に対する注目も高まつてきて<sup>(25)</sup>いる。さらに、信仰の力による内面的規範の形成も、外的な手段による内面的規範の形成をはかるという意味において、教化の類型に含めてよいであろう。

これらの手段について、論者の評価はまちまちである。パットナムは一のようなタテの関係での秩序維持と信用創出に対しては批判的であるが、二、三については、基本的に受容的である。南イタリアのマフィアのようなシステムは三に一が結合しているがゆえに批判的なのであつて、一般的な親族や家族関係の緊密さについては、社会資本の中に入っていると思われる。

フクヤマは、三について批判的で、二については肯定的、一については恐怖による支配は別にしても、タテの線での信用創出については特に批判的ではない。フクヤマの議論で、日本やドイツが高信頼社会に分類されているが、その信頼には伝統的な権威に対する信頼も含まれている。

山岸は、一、二、三についてすべて批判的で、四のみが「信頼」に値するとする。四を明示したのは彼の重要

な業績である。しかし、唯一の「信頼」創出の形である四は本当に望ましいのであろうか。例えば、彼の主張は次のようなことになる。すなわち、次から次へと魅力的な人が現われる所以で、結婚関係を持続するよりも離婚した方がよいような状態（機会コストが高い状態）で、しかもその魅力的な人が必ずしもよい人であるかどうかは分からぬような状態（社会的不確実性が高い状態）に人間を置くと、相手を選ぶ目（社会的知性）ができる力が<sup>(26)</sup>ある。そうすると、お付き合いするのに自信ができるので、一般的に人を信用して付き合い始めることができる力ができる、という議論である。それ以外は「安心」であつて彼の用語法では「信頼」ではない。ただ、二は、彼の言葉では「やくざ型」コミットメント関係のネットワークを広げることによる「安心」の創出に当るが、四が得られない場合には、次善の策としてのある程度の評価をからうじて与えている。<sup>(27)</sup>なお、彼の日米の比較論では、日本よりもアメリカが高信頼社会であり、したがつて、日本人よりもアメリカ人の方が「社会的知性」が高いという結論になつてゐる。

このようなそれぞれの論者の評価のばらつきは、興味深い。市民社会論に規範的な内容がこめられていたように、信用論にもそれぞれの論者の規範的主張がこめられている。少なくとも、通常それぞれの社会で上記のような複数の秩序維持・信用創出維持機能が並行的に働いていることは明らかである。したがつて、これらの複数の秩序維持・信用創出維持機能の関係や配置こそが、我々が模索すべきものなのである。本稿では、最後に、この追求のために必要であると思われる幾つかの視点を、列挙しておくことにしたい。

第一に、権力による秩序維持と信用供与は、言わば近代国家の前提としての枠組みをなしているということである。もちろん、ホップズ的な専制的権力は問題外として、一定の民主性をもつた国家をどのように作り出せる

## 論 説

## 一四

かという問題がある。また、もし、この国家が二以下のメカニズムに対して抑圧的になれば、それは自己維持的であり問題が多い。しかし、スコット・チポルが一貫して主張しているように、信用という側面においても国家の妥当な役割の水準の問題が議論される必要がある。<sup>(28)</sup>

第一に、市民教育も、その質が問われているともいえる。権威的な道徳教育もあれば、サービスラーニングなどを組み込んで多元的な主体によつて行なわれ市民教育もある。この点については、エリノア・オストロムもその論文で協調しているところであるが、道徳教育よりもむしろ、政治的主体としての市民教育の内容や方法についての政治研究者からの積極的関与が望まれるところである。

第三に、二についても、質が問われるところである。反復的な相互作用をもつような強いコミットメントをもつ集団の中での経験であつても、それがそのまま一般的な信頼に展開するとはいえないし、しばしば否定的な影響を及ぼす場合もある、ということは、明らかである。

その意味では、集団一般ではなく、その質についての信用論との関係での分類が重要であろう。市民社会論の展開を経たうえでの、集団類型論が必要になつてくるであろう。社会的不信感を強くもつたテロ組織も、市民に広く開かれた民主的なボランティア団体もある。<sup>(29)</sup> この点では、市民社会論の理論系譜についての博学な知識をもとに特にハーバーマスの公共圏論をベースにして、市民社会論の民主的実践との関係での理論的含意を協調しようとするジーン・コーベンなどの主張にも聞くべき点があるだろう。

たとえ、パートナムの指摘するような社会資本の衰退が、市民社会組織一般の問題としてもし実証されたとすれば、今後促進すべき組織化のあり方についての議論がますます必要になつてくるであろう。例えば、日本の公益

法人、非営利法人の市民社会的コントロールの方法については、周知のように現在進行形の問題となっている。

結社の自由に内在する閉鎖性・排他性の追及と公開性の要求との、現代の情報技術の水準に見合った形での結合形態の追及は、コミュニティ／アソシエーション、ゲマインシャフト／ゲゼルシャフトといった近代的組織形態を際立たせるための二項対立を超えた組織形態の模索につながっている。この領域でなされるべきことは多い。

第四に、親族組織についてである。山岸の家族を含めたコミットメント関係への否定的言及をフクヤマの否定的言及と重ねて、これらの組織形態に対する否定性を前提することは、妥当であろうか。血縁による信用関係の形成という図式は、人間にとつてもっとも古い形態の組織形成原理によっている。しかし、これを単に古く克服されるべきものとして切り捨てられるかといえば、そう簡単ではないだろう。

ドーキンスの遺伝子理論によれば、遺伝子水準での利己的な行動が個体レベルでの利他的行動を説明するとすれば、遺伝子レベルでの共通性の高い親族がお互いの利益をはかり合うことは、遺伝子レベルでの必然性をもつということができる。容易に克服できるしすべきものとすることができるであろうか。

また、もつとも緊密な親族組織としての親子関係などについては、山岸がいうような一般的な対人関係の信頼形成以前の人間の社会化課程における原基的な体験を与えるものとして、虐待論などとの関係においては、その重要性が強調されてもいる。

となれば、親族組織のどの段階が、どのように信用論の観点から批判されるべきなのか、一層具体的かつ鮮明な区分けが必要になるであろう。また、親密圏論との関係での社会的な位置付けについて、論じられる必要があるだろう。

## 論 説

一六

第五に、信用や社会資本の社会の構成員のなかでの配置には、教育程度や社会階層上の差異によつて階級的といつてもよい違いが出てくることが知られている。また、世界的な比較研究においても、東欧のように、相対的に貧困な諸国での社会資本についての貧困がさらに語られることになるかもしない。この現実に対しても、モラリストイックな響きをもつ信用論が語られるることは、アメリカ史に即していえば、かつてのチャリティの伝統、つまり貧困は精神的貧困に根柢をもつ、という主張を再生することになる。逆にいえば、構造的な社会的不平等のようないくつかの問題による生活の苦しさから来る一般的の信用水準の低下については、自発的結社の称揚だけでは問題の解決にとつて、方法から来る欠落をもたらすことになる。そのような水準の問題に対処するためには、適切な水準での構造的解決のための政治的努力が必要とされる」とは、明らかである。人々のミクロの水準での結びつきの形式についての探求は、そのような形式を可能にする条件としての政治的配置の追及を不可欠のものにする、といふことができるであろう。

- (19) 信用、信頼について、日本語の用法としてみれば、明らかに違ひがあるが、本稿では同一のもの（trust）として扱う。
- (20) Michael J. Sandel, *Democracy's Discontent: in Search of a Public Philosophy* (1996)
- (21) Robert D. Putnam, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community* (Simon & Schuster, 2000); *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy* (Princeton University Press, 1993).
- (22) Robert D. Putnam, *Bowling Alone*, p. 19. なお、山岸俊男は、「関係資本」と訳している。『信頼の構造：ノルマと社会の進化ゲーム』（一九九八年、東京大学出版会）。

- (23) Elinor Ostrom, "A Behavioral Approach to the Rational Choice Theory of Collective Action; Presidential Address, American Political Science Association, 1997", *APSR*, Vol. 92, No. 1 March 1998.
- (24) ナンシー・ローゼンブルム, Nancy Rosenblum, "The Moral Uses of Pluralism" in Robert K. Fullinwider ed., *Civic Society, Democracy, and Civic Renewal*, Rowman & Littlefield Publishers, 1999, pp. 255-265.
- (25) 日本での学校教育や奉仕活動の義務化」がトトロイド活動の課題となつた。一時盛んに議論された。拙稿「民主的市民教育の一環としての社会貢献活動を反対提案しよべ」『民間ボランティア』第160・11000年1月号、大阪ボランティア協会 参照。なお、イギリスではバーナード・クリックが主導した市民教育の導入が行われたが、内容的にも刺激的であると注目すべきである。
- (26) 結婚の事例については、山岸前掲書、七頁。一般的には、特に第六章を参照。
- (27) ジーの「やゝれ程コマニメント関係」のようなネーハクが否定的な価値を想起せらるるのは、全体の行論での主張、つまり日本の相対的に閉鎖的なコマニメントの関係を批判した。人間関係を導入しようとする主張に合致してくる。しかし、反社会的集団の名前を関する限りでは、その内容は反社会的ではなく、既成の半ば的につながるが、ジーのやうなコマニメントの関係であろう。
- (28) ザード・スコポル、Theda Skocpol, Marshall Ganz, and Ziad Munson, "A Nation of Organizers: The Institutional Origins of Civic Voluntarism in the United States," *APSR*, Vol. 94, No. 3 September 2000. など。政策論の水準で、アメリカの国家の政策によるボランティア活動全般。
- (29) ジーの著書のことをめぐらしくボランティアにも言及がある。Bowling Alone, p. 340.

## むすび

二八

市民社会論と信用論とは、現在の特にアメリカの論壇においては、一つのセットをなすものとして論じられて いる。はじめにで触れたように、アメリカ社会は、現在非常に大きな思想的文化的転換を迎えていくと思われる。 国家の位置の問題は、ボランタリー・アソシエーションの重要性を語れば語るほど、一層注意深く論じられる必要を強めるであろう。アメリカ共和国の再生が、市民的再生を軸にして行なわれることになればそれは、我々に とっても少なからぬ影響がある。特に戦時には、アメリカの家々や車に黄色い旗や星条旗が掲げられ戦士への配 慮と思いやりのメッセージが社会的に語られることになる。自分たちの娘や息子、父親や母親が戦って死に直面 しているという意識を社会がもつことは、国家の問題を論ずる際に、先鋭な政治的意味を背負うことになる。そ の中でこそ、あえてシビッククリニューアルの意味が語られていくことになろう。

歴史的な共和国の再生の物語の中で常に、語られることの一つは、再生のための市民的覚醒とともに、共和国 の発展の中で出現し拡大した貧富の差を少なくするための大胆な改革によって、市民の平等性を強め、いわゆる 中産的市民層の幅を広げ自分たちの国や社会であるという意識をもてるようにする改革者の伝説である。<sup>(30)</sup> レイプ ハルトは、政治参加の構造的不平等を改善するために、アメリカでの強制投票制度の導入を提案しているが、も し我々が国家の問題を、市民参加や自発的結社の問題を受けて位置付け直すのであれば、その水準を含む大胆な 改革が、討議（デリバレイト）されていいのではないだろうか。

(3) Arend Lijphart, "Unequal Participation: Democracy's Unresolved Dilemma: Presidential Address,  
American Political Science Association, 1996." *APSR*, Vol. 91, No. 1, March 1997.